

「容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	14	<p>・担当者について、容量市場入札以降も、契約、運用、精算など様々な業務があるが、システム登録情報以外の連絡窓口も兼ねるのか。</p> <p>・内容ごとに担当者を分けることは可能か。</p>	<p>全ての業務の連絡窓口となります。なお、容量市場システムを利用可能なユーザを複数登録することは可能です。ユーザ登録の詳細は、容量市場システムマニュアルにて公表します。</p>
2	14	<p>表 2-1「事業者情報登録申込画面」における担当者名／電話番号／メールアドレスについては、複数名入力できるようにして頂きたい。</p>	<p>ご担当者の情報は 1 名みの登録となっております。なお、容量市場システムを利用可能なユーザを複数登録することは可能です。ユーザ登録の詳細は、容量市場システムマニュアルにて公表します。</p>
3	15	<p>2.1.2.1 審査にかかる期間（例えば、最大 1 週間程度）を記載いただけないでしょうか？ 審査所要期間を記載いただいている事項もあるため。</p>	<p>審査期間については、申込状況によって変動するため記載しておりません。締切直前に登録申請し、審査不合格となった場合は登録の再申込が間に合わない可能性がありますので、早めの手続きを推奨します。</p>
4	13	<p>「参加登録申請に伴う誓約書」について、同一事業者が発電・小売と DR でそれぞれ事業者登録を行う場合、同一の誓約書をそれぞれ添付することでよいのか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
5	127	<p>参加登録に伴い事業者としては「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」の内容を遵守する必要があるが、参加登録した個別の電源については、参加登録の時点では何らかの義務が課されるものではないという理解でよいのか。</p>	<p>ご認識のとおりです。なお、電源等の所有者以外が参加登録を行っている場合（＝容量市場における取次）は、当事者間での合意に基づき、電源等の所有者が参加登録事業者に対して何らかの義務を負う可能性があります。</p>
6	13	<p>誓約書アップロードにおいて、アップロード可能なファイル形式について記載をお願いします。</p>	<p>記名押印済の誓約書を PDF 形式のファイルにてアップロードしていただきます。また、容量市場システムマニュアルにてその旨を明記しております。</p>
7	127	<p>誓約事項の第 8 項に定める情報提供や調査等への協力依頼については、目的を開示した上で特定の事業者が不当な取り扱いをされるようなことがないように適正かつ公平に行って頂きたい。</p>	<p>本機関は業務規程、送配電等業務指針、個人情報保護方針等にもとづき、容量市場の業務に関わる情報を適切に取り扱います。</p>
8	34	<p>・事業者コードはログインユーザのコードが自動設定されるということは、安定電源と発動</p>	

No.	頁	ご意見	回答
		指令電源など応札区分により事業者コードが異なる場合は、それぞれの事業者コードで事業者情報登録手続きから応札までの手続きが必要になるということか。	ご認識のとおりです。
9	14	発電も小売も一体で行っている事業者の場合、発電事業者と他社取次をする小売事業者は同一の事業者コードで登録できるのか。できる場合、自社保有電源の取次契約は不要と考えて良いか。また、DR は発電・小売とは別の事業者登録が必要という理解で良いか。	同一の事業者コードで登録可能であり、自社保有電源について取次の必要はありません。また、DR については発電および小売と別の事業者登録が必要です。
10	17	マニュアルに記載されている事業者情報の変更手続きは、登録受付終了以降も実需給年度まで、常時内容変更を受け付けられるという理解で良いか。マニュアルで明確でないので各項目の変更受付可能時期を一覧などに整理いただきたい。	変更申請については実需給年度中まで随時可能です。変更申請および審査については、変更申請件数その他運用実態を踏まえた対応を検討してまいります。
11	61	運転開始年月については、経過措置の適用有無を仕分けする必要がない変動電源（アグリゲート）においては登録不要ではないか。	今後、容量市場の検証を行う上で必要となる情報と考えております。
12	61	変動電源（アグリゲート）については、経過措置の影響を受けないため、個別の電源の運開年月の記載も不要ではないか。	今後、容量市場の検証を行う上で必要となる情報と考えております。
13	57	「設備容量」について、「1000kW 以上であることを確認できる書類を提出してください。」と記載されているが、変動電源（アグリゲート）なので、1 つの電源で超えている必要はないのではないかな？	ご意見を踏まえ修正します。
14	37	・表の項目 No が誤っているのではないかな。（②が重複）	ご意見を踏まえ修正します。
15	52	・④～の「原動力の種類」を参照して選択の後に「または」が抜けているのではないかな。	ご意見を踏まえ修正します。
16	41	電源等情報の登録の仮申込後、申込完了までに情報を修正することは可能か（可能な場合はその方法をマニュアルに記載いただきたい）。	仮申込後に情報を修正することは可能です。申込情報の修正方法については容量市場システムマニュアルに記載しております。
17	42	操作方法が明確となるように「電源等情報審査画面」および「電源等申込情報画面」の画面イメージをマニュアルに追加していただきたい。	業務マニュアルでは手続きの方法について主要なシステム操作を交えて記載しております。詳細なシステム操作や画面イメージについては容量市場システムマニュアルに記載しております。

No.	頁	ご意見	回答
18	67,74	システム制約がないのであれば、変動電源（アグリゲート）や発動指令電源については、アグリゲーターとしての運開年月を 2999 年 12 月と入力するプロセスは不要ではないか。（誤入力を防ぐ観点でそもそも入力不要としてはどうか。）	システム上の制約があるため、入力することとしております。
19	70	※15 の一括登録機能には、複数の提出書類を 1 つのファイルにまとめてアップロードする機能も含まれると理解して良いか。図 3-16 のように提出書類を 1 つずつアップロードする形式では、家庭用蓄電池など多数の小規模電源を登録する場合に、応札者の業務負荷が膨大になり現実的には処理困難となることが想定されるため、提出書類をまとめて登録する方法をご用意いただきたい。	複数の提出書類を 1 つのファイルにまとめてアップロードする機能は具備しておりません。電磁的記録媒体をお送りいただく等の方法を検討します。なお、本意見募集の結果を踏まえて、変動電源（アグリゲート）の提出書類については、電磁的記録媒体にまとめて保存し、本機関へ郵送にて提出する（容量市場システムへのアップロードは不要）こととしております。
20	26	発電所の多い事業者は入力する情報が多いため、登録した情報を一括でダウンロードし、一覧で確認できるようにしていただきたい。	登録した電源等情報を CSV 形式でダウンロードすることが可能です。
21	26	容量市場メインオークションパブリックコメント意見 NO.49 に対して、電源情報や応札情報の登録は「CSV ファイルを用いて情報を一括登録することも可能です」との回答があるが、変動電源(アグリゲート)の小規模変動電源リスト以外の情報も CSV ファイルで一括登録できるのか。発電所の多い事業者は入力する情報が多いため、一括登録できるようにしていただきたい。	容量を提供する電源等の区分に関わらず、電源等情報の一括登録が可能です。
22	33	・登録作業の省力化のため、提出書類を極力一まとめで PDF 化させていただきたいが、PDF 化する粒度は決まっているのか（例：基本情報毎に必要な提出書類を一つの PDF にしてアップロードで可など）	基本情報毎に必要な提出書類を 1 つの PDF にしてアップロードすることが可能です。ただし、システムの制約上、1 ファイルあたりの容量は 4MB までとなっております。なお、提出書類については、該当箇所がわかるようにハイライトしていただくことで円滑な審査が可能となりますので、ご協力をお願いします。
23	92	・発電所の多い事業者は入力する情報が多いため、登録した情報を一括でダウンロードし、一覧で確認できるようにしていただきたい。	登録した期待容量情報を CSV 形式でダウンロードすることが可能です。

No.	頁	ご意見	回答
24	32	一括登録機能はどのような機能なのか、一部でもいいので速やかに公表いただけないか。	CSV 形式のデータをアップロードすることにより一括で電源等情報を登録する機能です。詳細については容量市場システムマニュアルに記載しております。
25	72	⑧オンライン指令 全電源が「有」を選択するのであれば、入力不要としていただきたい。	システム上の必須項目であり入力が必要です。ご意見は今後のシステム改善の参考といたします。
26	74	②③ 入力内容が決まっているのならば、入力不要としていただきたい。	システム上の必須項目であり入力が必要です。ご意見は今後のシステム改善の参考といたします。
27	27, 55 ほか	・変動電源（アグリゲート）以外の、安定電源等についても、CSV ファイルにより一括登録できるようにしていただきたい。	安定電源および変動電源（単独）についても一括登録機能が利用できます。
28	33	(原案) マニュアル図 3-5「提出書類のアップロード」 (質問) アップロードにおいて、容量上限（1ファイル容量、ファイル合計容量）はあるか。	1 ファイルあたりの容量は 4MB までとなっております。 また、一度にアップロードできるのは 5 ファイルまでであるため、6 ファイル以上をアップロードする場合にはアップロード操作を複数回実行していただきます。 提出書類のアップロード方法の詳細は、容量市場システムマニュアルに記載しております。
29	59	小規模変動電源リストの CSV ファイルは統一されているほうが望ましいと考えるが、任意様式で問題ないか	小規模変動電源リストについては Excel 形式として、所定の様式をご用意する予定です。
30	59	小規模変動電源リストについて、表 3-10 の直前の段落で「1 計量単位毎に記載」とあるが、計量単位内に複数号機が存在する場合、①～⑦は 1 つ、⑧以降はを号機数分だけ入力が必要か。	ご認識のとおりです。詳細については、今後、公表する所定の様式にてご確認ください。
31	59	リスト（CSV ファイル）のフォーマットは提供いただけるのか。もしくは、事業者側で必要事項を記入した CSV ファイルを作成しアップロードするのか。	小規模変動電源リストについては Excel 形式として、所定の様式をご用意する予定です。

No.	頁	ご意見	回答
32	60	⑨小規模変動電源の系統コードは、事前手続き時にアグリで取得した系統コードでよいのか。この理解でよければ、それが分かる記載としていただきたい。	電源の系統コードであり、アグリゲートのために取得した系統コードではありません。
33	61	運開年月は、買取開始日で登録すればよいか。	買取開始日（年月）をもって運転開始として扱う場合も考えられますが、ご判断が難しい場合には個別にご相談ください。
34	107	③発電方式の区分について、変動電源（アグリゲート）は電源等情報（詳細情報）の登録の際、発電方式の区分の入力を行わないとなっているが、期待容量の登録においては必要との認識でよいか。その場合、小規模電源リストに追記した発電方式の区分を入力するのか。さらに、ひとつの小規模電源リストに複数の発電方式がある際にはどれを入力すればよいか。	期待容量の登録にあたっては、「様式 2 期待容量算定諸元一覧」に容量を提供する電源等の区分および発電方式の区分を入力いただき、期待容量を算出します。一つの小規模変動電源リストに、発電方式の区分が異なる電源が含まれる場合は、発電方式の区分毎に「様式 2 期待容量算定諸元一覧」を作成いただき、期待容量を算出します。
35	60	「（個々の小規模変動電源の）系統コード」について、家庭用の太陽光発電でもここに系統コードを申請する必要があるのか？ないのであれば、家庭用は記載不要等を記載いただきたい。	家庭用太陽光には低圧群コードが存在しますので、当該コードを入力してください。
36	67	「表 3-13」について、④FIT 認定 ID と⑤特定契約の終了年月については、CSV ファイルに個々の電源のものは記載しており、リストトータルとしては記載するものはないと思われるので、記載なしでいいのか？（表記が不要なのか留意点がないだけなのかがわからないため）	リスト全体として入力いただく必要はなく、留意点がないことを示しております。
37	59	（原案）マニュアル「リスト（CSV ファイル）の作成」 （意見）フォーマットを提示いただきたい。	小規模変動電源リストについては Excel 形式として、所定の様式をご用意する予定です。
38	58	注 1 に「提出書類は実需給年度の 3 年前の 2 月末日までに提出してください」、との記載がございますが、3 月時点で提出書類とされるリスト（CSV ファイル）の項目によっては、空欄もしくは仮称、想定値が許容されるという理解でよろしいでしょうか。	小規模変動電源リストについては Excel 形式の様式をご用意する予定です。なお、提出書類の提出期限は 2021 年 2 月末日としていますが、小規模変動電源リストには提出書類と合致した内容を記載いただく必要があります。
39	76	3.1.2.1 審査にかかる期間（例えば、最大 1 週間程度）を記載いただけないでしょう	

No.	頁	ご意見	回答
		か？審査所要期間を記載いただいている事項もあるため。	審査期間は申込状況によって変動するため、記載しておりません。
40	76~79	(原案) マニュアル「審査結果の確認」(質問) 電源等情報登録の審査結果は登録期間中に通知されるのか。また、不合格後の登録再申込は、登録期間を延長して受付けていただけるのか。	審査結果の通知のタイミングは申込状況によります。締切直前に登録申請し、不合格となった場合は登録の再申込が間に合わない可能性がありますので、早めの手続きを推奨します。
41	31	注1の記載にある通り、新設電源は既設電源と比較しても書類提出の期限の延長が認められており、これは提供開始年度の4年間にわたって建設が認められていると理解しています。従い、安定電源として入札する新設電源には、発動指令電源に求められる追加オークション前に実施する実効性テストが不要となると理解しています。この場合、安定電源と発動指令電源の間で、建設期間に非対称性が発生しませんでしょうか。	発動指令電源にはDRも含まれること、リクワイアメントが安定電源と異なること等から、建設期間という観点での非対称性に対し特段の措置が必要とは考えておりません。
42	96, 102	注2の記載は「受電点計量」とい理解しておりますが、これは電源I'募集要綱における「原則外の例2」の計量の考え方であるため、発動指令電源にも同じ計量方法に基づく期待容量の考え方を整理していただけないでしょうか。 参考：第12回 制御量WG 資料4 東京電力 PG 提出資料 スライド2 ※計量単位の集約をしている場合は計量単位でのBG設定とする	当該記載は、安定電源および変動電源(単独)の期待容量算定における注記であり、受電点計量の考え方に関わるものではありません。アセスメントは応札単位(託送上の計量単位)で行います。発動指令電源はアグリゲーターとして供給力を提供するものであるため、当該記載を発動指令電源に適用することは考えておりません。
43	30	「調整機能の有無」について、第11回需給調整市場検討小委員会資料2 P-40に需給調整市場の商品概要が定められているものの、三次調整力②以外は詳細な要件が公表されていない。安定電源の多くはいずれかの商品要件を満たすと考えられるものの、商品詳細が決まった後、調整機能を持たないことが判明した場合、調整機能「有」→「無」への変更は、合理的な理由として認められるのか。 または明確に判断が付かない電源は「無」としておき、要件を満たすことが判明後に「有」と変更することも考えられるが、どちらの対応が適切か。 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2019/files/jukyu_shijyo_11_02.pdf	調整機能とは需給調整市場の商品区分に該当することと整理されております。そのため、今後の検討の結果、需給調整市場の商品設計が見直されたことに伴い調整機能に該当しなくなった場合は、調整機能「無」に変更していただきます。

No.	頁	ご意見	回答
44	30	「調整機能の有無」について、発電所の単純なスペックのみで「有」「無」を判断する必要があるか。（運用上制約がある発電所において「無」とできるか確認したい。同一水系において、水系上位に位置する一部の発電所が調整機能を有する場合、その発電所の調整力による出力変動を下位水系のダム容量で吸収できず、河川法順守や保安確保が困難となる場合がある。このような発電所について、「無」と登録できるか。できない場合、「有」で登録したうえで余力活用契約で制限を設けることは可能なのか）	運用上の制約を理由に調整機能「無」とすることはできません。なお、余力活用に関する契約の締結に関しては、一般送配電事業者が調整機能を把握しておく必要があるため事前審査（書類審査を含む）を行うこととしております。 <第 11 回需給調整市場検討小委員会> https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2019/files/jukyu_shijyo_11_02.pdf
45	139	受電地点明細表のうち、責任分界点や財産分界点については、各 TSO が把握する情報のため、オークション参加者はわからない情報になるため、明細表から削除すべきではないか。	ご意見を踏まえ修正します。
46	57	登録時点で FIT 電源の場合、FIT 認知 ID の提出書類として、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」が挙げられているが、当該書類には電源の詳細情報が記載されていることから、いずれか 1 点の提出が必要となっている書類の選択肢に加えていただきたい。	FIT 制度上の変更認定を前提に参加登録を行う混焼バイオマスに係る円滑な実務の観点から、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」は FIT 設備認定 ID の確認のために提出いただきます。なお、合理的な理由がある場合は提出書類の代替が可能です。
47	69	複数の電源等リストを、同一のシステムでオンライン指令対応する場合、性能確認試験結果は同一のものとなるがよいか。	ご認識のとおりです。
48	57	「FIT 認定 ID の必要書類」について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)（様式 12）」を出してくれと言ってもどこにあるかを探し出せない（紛失）可能性が想定される。当該書類が見つからない場合の運用方法をご検討いただきたい。送配電事業者側のシステム等で確認が可能であれば提出書類は無しにしていきたい。（無にはできない場合は、何らかの再発行申請書をお客様から預かれば、あとは事業者側で取得できる方法等をご検討いただきたい。）	確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。

No.	頁	ご意見	回答
49	27	<p>(原案) マニュアル「1 計量単位の電源等の名称を確認できる書類を提出」 (質問) 発電設備によっては、基本情報に登録する名称が提出書類の記載名称と合致しない場合がある。詳細情報の名称登録と同様に任意の名称（提出書類の該当電源が類推できる名称）を登録することで良いか。 (例) ●●発電所において、計量単位①に1号機と2号機があり、計量単位②に3号機がある場合、計量単位①の名称は存在しない。この場合は、①の名称登録は●●発電所1・2号機と記載することを許容いただきたい。</p>	<p>基本情報に登録する名称が提出書類の記載名称と合致しない場合には、本機関より照会させていただく場合がありますが、例示の場合は事情を説明いただければ問題ありません。</p>
50	28	<p>(原案) マニュアル「受電地点特定番号」 (質問) No.106に記載のとおり、当社の火力調整電源は、ユニット別に発調申込・系統コード・受電地点特定番号を有しており、計量単位ではないものの現在の発電計画提出において支障なく運用している。基本情報に受電地点特定番号を登録するために、現状の系統コード単位で電源登録することで良いか。</p>	<p>No.106 のケースでは、受電地点特定番号はユニット毎に有していることから、託送供給等約款に基づき「託送供給等約款に基づく計量器が取り付けられた受電または供給地点」として扱われていると料します。この場合、当該地点毎に発番された系統コード毎に電源等情報を登録いただきます。</p>
51	31	<p>(原案) マニュアルの注4：「表紙および登録項目が記載されているページのみで構いません」 (質問) 全ページ一括のアップロードでも良いのか。保有電源が多数あり、それぞれの電源に応じて該当ページを電子データ化するのではなく、全ページをPDF化した資料を各電源に活用することで作業量を削減したい。</p>	<p>全ページをPDF化した資料で構いません。その際には当該項目が記載されている箇所を明示するようお願いいたします。なお、アップロードにあたってのPDFファイルの上限容量は4MBです。</p>
52	33	<p>(原案) マニュアル図3-5「提出書類のアップロード」 (質問) 発電事業届出はリスト形式のため、複数の電源を1ファイルのアップロードで確認いただける認識で良いか。</p>	<p>1電源等情報の登録につき、1ファイルをアップロード願います。</p>
53	69	<p>3.1.1-エ.1 事前準備の注記で「実効性テストの前（2020年4月末）まで登録」とあるが、2019/11 募集要項概要説明資料 p31 には「2020年3月末日」であった。</p>	<p>業務詳細の検討を進めた結果、2022年4月末日に更新しました。</p>

No.	頁	ご意見	回答
		更新されたとの理解で良いでしょうか？	
54	28,31	安定電源で登録する場合の必須書類として、様式 14 が必要とのことだが、「受電地点特定番号を確認できる書類」（28 頁）は、例えば電力需給契約にもとづく請求明細書に記載されている供給地点特定番号があるが、その書類の写しで代替可能なものなのか。あるいは、旧一般電気事業者から様式 14 の発行が必要なのか。	提出書類については、本機関が登録項目の内容を判断できると判断した場合は代替可能です。なお、ご意見にある例については代替可能と考えておりますが、参加登録時に改めてご照会ください。
55	66	家庭用の PV をアグリゲートする場合、最低入札単位 1,000kW でも調整係数を勘案すると、参加設備数が 3,000 件近くとなることが想定されることから、リスト（csv ファイル）を除く「必要となる提出書類」の提出方法を実務的に再検討いただきたい。具体的には、 第一希望：基本的には提出不要とし必要に応じて書類提出を行う運用（事業者は貴機関に求められた場合には書類提出に応じられるように準備する） 第二希望：抜粋で指定された書類、または設備容量の大きい順に数%件数分を提出する運用（サンプルチェックの上、問題があった場合、全件提出とする） 第三希望：大容量圧縮ファイルを活用できる運用の順に検討をいただきたい。	ご意見を踏まえ、変動電源（アグリゲート）については、容量市場システムへの提出書類のアップロードは不要とし、電磁的記録媒体にまとめて保存した上で、本機関へ郵送いただく方法に変更します。また、本変更に合わせて業務マニュアルを修正します。
56	55	「電源等の名称の必要書類」について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」が「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が対象になると思われる。FIT 満了が 3 年後くらいに来る電源については、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」は無いため、実質的に「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が必須になりそうに読める。一般家庭の需要家の場合、当該資料を出してくれと言ってもどこにあるかを探し出せない（紛失）可能性が想定される。入力内容も家庭用の場合は、需要家名を記載（P59）となっているため、家庭用の場合は提出書類は無しにいただきたい。	確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。

No.	頁	ご意見	回答
57	56	<p>「受電地点特定番号」の必要書類について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」が「売電検針票「購入電力量のお知らせ」」が対象になると思われる。FIT 満了が3年後くらいに来る電源については、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」は無いため、実質的に「売電検針票「購入電力量のお知らせ」」が必須になりそうに読める。「売電検針票「購入電力量のお知らせ」」は必ず需要家は持っているものなのでしょうか？（毎月入るのか？）そうではないのであれば、受電地点特定番号が正しいかを確認するだけであれば、送配電事業者が管理しているシステムやスイッチングシステム等で正しいかどうかを確認することで、提出書類は無しにしていきたい。</p>	<p>確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。</p>
58	57	<p>「設備容量の必要書類」について、家庭用低圧リソースの場合は、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」が「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が対象になると思われる。FIT 満了が3年後くらいに来る電源については、「再生可能エネルギー固定価格買取期間満了のご案内」は無いため、実質的に「低圧配電線への系統連系協議依頼表」が必須になりそうに読める。一般家庭の需要家の場合、当該資料を出してくれと言ってもどこにあるかを探し出せない（紛失）可能性が想定される。当該書類が見つからない場合の運用方法をご検討いただきたい。送配電事業者側のシステム等で確認が可能であれば提出書類は無しにしていきたい。</p>	<p>確実な供給力の確保の観点から、電源の規模に関わらず所定の書類を提出していただきます。現時点では、書類紛失等の可能性があるという点のみをもって、家庭用低圧電源のみに特段の措置を行うことは予定しておりません。今後の検討においてご意見を参考にします。</p>
59	58	<p>メインオークション後に卒 FIT を迎える家庭用の PV について、旧一般電気事業者を除くと、需要家リストを保有しておらず、事業者間で情報の非対称性が存在する。よって、旧一般電気事業者以外の事業者が、メインオークション後に卒 FIT を迎える家庭用の PV の応札をすることができない上、旧一般電気事業者についても公平な競争状況を確保する観点から、早期の囲い込みは問題があるとされているため、現実的には、メインオークション後に卒 FIT を迎える家庭用の PV の供給力が埋没し、ひいては国民負担の</p>	<p>変動電源（アグリゲート）はあくまで電源であり、安定電源および変動電源（アグリゲート）と同様に、4年後の実需給において見込まれる設備量</p>

No.	頁	ご意見	回答
		<p>増加につながる懸念がある。</p> <p>現状でも、この点を考慮いただき、提出書類の締切を 2021 年 2 月末日としていただいているが、変動電源（アグリゲーション）は実効性テストが不要のため、追加オークションの直前まで延長可能ではないか。また、提出書類の締切以降に卒 FIT を迎える家庭用の PV についても、対応可能とするため、提出書類の締切以降も、リストの更新を可能としてはどうか。</p>	<p>から期待容量を算出します。</p>
60	28 他	<p>受電地点特定番号について、「他の電源等と重複のないことを確認するため」とあるが、1 受電地点特定番号内に複数計量単位が存在する発電所など、重複する場合もあり得るのではないか。</p>	<p>「1 受電地点特定番号内に複数計量単位が存在する発電所」がある場合は、託送上の扱いに関する情報と合わせて、個別にお問合せください。なお、託送上の計量器がどこに設定されているのか、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。</p>
61	28	<p>複数エリアに系統接続している場合とは具体的にどのような発電所を対象としているのか。また、主として系統接続しているエリアであることが確認できる書類とは、どのようなものを想定しているのか。様式 14 系統接続エリアの受給地点明細書で代用できるのか。</p>	<p>系統切替することにより複数のエリアのいずれかに接続できる電源を指しております。該当する電源を所有されている場合は個別にお問合せください。</p>
62	28,44 等	<p>「常時系統エリアを確認できる書類」を提出することになっているが、個別に一般送配電事業者へ確認し書類を作成いただく必要があるなど、繁雑な対応が想定される。このため、登録申込結果を広域機関から一般送配電事業者にお問い合わせし、チェックしてもらう方法としてはどうか。</p>	<p>容量市場に参加するために必要な書類については、参加登録申請者が自らの責任において提出することとしております。</p>
63	51	<p>⑤発電方式の区分を入れる必要はあるのか。</p>	<p>システム上の必須項目になっているため入力が必要です。</p>
64	30	<p>・電源等情報登録時点で混焼率の変更（0%）が完了していない場合、2020 年 3 月の登録時点においては、変更前の書類を FIT 認定 ID 確認のために提出し、実需給開始年度までに、変更後の書類を提出するということで良いか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
65	31	<p>合理的な理由がある場合、新設電源は書類の提出期限の延長が認められているが、既設電源についても合理的な理由があれば提出期限の延長を認めていただきたい。</p>	<p>ご意見にあるケースは合理的な理由と考えられますが、別途、参加登録</p>

No.	頁	ご意見	回答
		(具体的には、2020.4 分社化に伴い、受電地点特定番号が新規発行されるが、「発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表(様式 14)」の発行が、分社化後(5月頃)になる予定であり、提出書類については後日提出とさせていただきます。)	時に本機関にご相談ください。
66	32	同一発電所に複数の号機があり、号機毎の入札を実施する場合(号機毎に系統コードを取得している場合)、電源等情報(基本情報)は号機毎に登録することで良いか。(入札単位ごとに、電源等情報(基本情報)を登録するという理解で良いか。)	ご意見にある系統コードを取得している号機が、託送供給等約款に基づく計量器等が設置されている地点である場合は、号機毎に電源等情報を登録いただけます。計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
67	32	計量器は2つ、系統コードは1つ(BGコードも1つ)の発電所群について、系統コード単位で入札する場合は、電源等情報(基本情報)は発電所群で登録することで良いか。(特殊な事例であり、回答が難しい場合は個別にご相談させていただきたい。)	詳細な情報と合わせて、個別にお問合せください。なお、ご意見にある計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
68	34	(原案) マニュアル表 3-2「No.⑤⑥⑧」 (質問) ⑤⑥⑧の入力について、NO.50 が認められず計量単位で登録となった場合(または系統コードの発番が間に合わない場合等)、「入力なし」で詳細情報の登録に進めるのか。全項目入力が必要か。	NO.50 で回答させて頂いたとおり受電地点特定番号はユニット毎に有していることから、託送供給等約款に基づき「託送供給等約款に基づく計量器が取り付けられた受電または供給地点」として扱われていると思料します。したがって、ご意見にある対応の必要はないものと考えております。
69	29	Appendix.1 の参加登録区分としては、期待容量で 1000kW 以上であることが課されていますが、この時点では設備容量ベースでよいということでしょうか。	安定電源として登録するには、期待容量が 1,000kW 以上であることが必要です。本記載はあくまでも、設備容量が 1,000kW を超えていなければ期待容量は 1,000kW 以上としないため注意喚起の観点での記載であるのご理解ください。
70	45	Appendix.1 の参加登録区分としては、期待容量で 1000kW 以上であることが課されていますが、この時点では設備容量ベースでよいということでしょうか。	変動電源(単独)として登録するには、期待容量が 1,000kW 以上であることが必要です。本記載はあくまでも、設備容量が 1,000kW を超えていなければ期待容量は 1,000kW 以上としないため注意喚起の観点での記載であるのご理解ください。

No.	頁	ご意見	回答
71	57	Appendix.1 の変動電源（アグリゲート）の区分では、期待容量の合計値で 1000kW 以上であることが課されていますが、設備容量ベース単体で 1000kW 以上であることは、個別の電源として制約があるのでしょうか。	ご意見を踏まえ修正します。
72	55	アグリゲートの場合には「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」の提出が求められていないが、広域機関は取次の合意をどのように確認するのか。	登録に必要な情報を設備の所有者から入手する際に、容量オークションへの応札について同意を得るものと思料します。当該同意を示す書面等については提出を求めておりません。
73	120	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類について、 <ul style="list-style-type: none"> ・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること ・取次を行う電源が特定できること ・容量オークションの対象実需給年度 が確認できることに加え、「発電所の公印」等、その他、書類の形式として必要なものがあれば、追記いただきたい。 可能であれば、取次に合意したことが分かる書類のひな型を提示いただきたい。	容量市場業務マニュアルに記載している点について確認します。各事業者の事情に応じた多様な合意の形態が想定されることから、書類のひな型を本機関が提示する予定はありません。
74	120	取次に合意している資料について、取次先からの取次に関する委任状の様なものをもって、双方の合意がわかる資料としてもよいか。	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類については以下について確認します。 <ul style="list-style-type: none"> ・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること ・取次を行う電源が特定できること ・容量オークションの対象実需給年度 上記が確認できれば書類の形態は問いません。
75	P120	精算について、「取次事業者と電源等の所有者の間で、精算の取り決めを行ってください」とあるが、電源情報等の登録時点は実際に応札するかどうかは未定であることや、具体的な精算手法等については実需給年度までに既存契約の見直し協議において適切に定めるべきものであり、本入札までに精算の「取り決め」まで行う必然性はないと考えら	容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類に関しては以下の点について確認します。 <ul style="list-style-type: none"> ・電源等の所有者が容量オークションに係る取次に合意していること ・取次を行う電源が特定できること

No.	頁	ご意見	回答
		れることから、例えば「取次事業者と電源等の所有者の間で、精算を行うことについて認識合わせをしてください」などの表現に修正すべきである。	・容量オークションの対象実需給年度 参加登録時に精算の取り決めの内容について本機関が確認することはありません。容量確保契約の効力発生日以降は市場退出ペナルティが発生する可能性がありますので、それまでに精算の取り決めを行う必要があります。
76	27 他	応札から実需給年度までに間に計量単位が変更になった場合はどのような対応となるか 発電所単位⇒ユニット単位への分割、ユニット単位⇒発電所単位への統合の 2 パターンでご教示いただきたい。	想定される具体的な事案について、詳細な情報と合わせて個別で相談ください。なお、ご意見にある計量器が託送上の計量器に該当するののかについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
77	80	マニュアルに記載されている電源等情報の変更手続きは、書類提出期限や入力期限が参加登録時点ではないものについて、電源等情報登録受付終了以降、提出期限まで、常時内容変更を受け付けられるという理解で良いか。マニュアルで明確でないので各項目の変更受付可能時期を一覧などに整理いただきたい。	書類提出期限や入力期限が参加登録時点ではないものについては、電源等情報登録受付の終了以降も変更申請を受付けます。
78	80	電源等情報に変更が生じた場合は、どのタイミングで変更申し込みを実施すれば良いか教えていただきたい。（変更が生じた都度、速やかに申し込みをすることで良いか。）	変更が生じた場合は、その都度、変更申込を行ってください。
79	80	3.2 電源等情報の変更はいつまで手続きが可能か。また、変動電源（アグリゲート）の場合、登録した電源の増減等の変更も認められるのか。	電源等情報の変更は実需給年度まで可能です。なお、変動電源（アグリゲート）については、小規模変動電源を増加させることは認められませんが、減少することは可能です。※減少する場合は市場退出となり、ペナルティが科されます。
80	69	3.1.1-エ.1 事前準備で「必要となる書類」とあるが、p 70 で容量システムにアップロードする事になるので、「必要となる書類（全て写し（PDF）で可）」と明記してはどうか？（2019/11 募集要項概要説明資料 p31 では、明記されていた）原本との区分を確認したいと思います。	ご意見を踏まえ修正します。
81	92	注 3 説明の末尾が切れているため、内容をご教示いただきたい。	「期待容量を算定します。」と記載しております。ご意見を踏まえ修正しま

No.	頁	ご意見	回答
			す。
82	110	メインオークション募集要綱（案）第4章 4.(6)の表より、発動指令電源の期待容量の登録に係る提出書類は発動指令電源のビジネスプラン申請書のみであり、期待容量等算定諸元一覧は不要ではないか。また、発動指令電源の登録項目については、詳細が記載されていないため、明記いただきたい。	ご意見を踏まえ修正します。
83	107	送電可能電力を入力するにあたり、「太陽光発電（余剰）」の分類の卒 FIT 電源は自家消費分をどのように見積もればよいか？（太陽光発電（余剰）については、設備容量の記載で良いのではないか？）	太陽光発電（余剰）の送電可能電力の欄には、設備容量から所内消費電力を差し引いた値をご記入ください。
84	111	4.1.2.1 審査にかかる期間（例えば、最大1週間程度）を記載いただけないでしょうか？審査所要期間を記載いただいている事項もあるため。	期待容量の審査期間については、申込状況によって変動するため記載しておりません。登録申込にあたっては早めの手続きを推奨します。
85	111~ 113	（原案）マニュアル「審査結果の確認」 （質問）期待容量の審査結果は登録期間中に通知されるのか。また、不合格後の登録再申込は、登録期間を延長して受付けていただけるのか。	審査結果は原則として登録期間中に通知しますが、受付期間終了直前に登録申込いただいた場合などはこの限りではありません。締切直前に登録申請し、審査不合格となった場合は登録の再申込が間に合わない可能性がありますので、早めの手続きを推奨します。
86	114	注1の記載にある通り、メインオークション落札後の期待容量の増加が認められていますが、契約容量は変更できないという理解で良いでしょうか。例えば、100MWをメインオークションで落札し契約容量とする場合、オークション落札後の期待容量増に伴い110MWとなった場合、10MW増加分は契約容量に反映されず、追加オークションが開催される場合は、10MWの入札が認められるという理解で問題ないでしょうか。	期待容量の増加は可能ですが、契約容量は増加できません。期待容量の増加分は追加オークション（調達オークション）に応札可能です。
87	103,1 07	送電可能電力を設備容量から自家消費分を差し引いて入力することとなっているが、例えば、自家消費分が大きい家庭用PVの調整係数は、全量逆潮流するPVとは異なる値とするべきではないか。また、アセスメントの際にも、この点を考慮すべきではないか。	太陽光の調整係数については、全量逆潮分と余剰逆潮分の供給力を合算して算定しております。供給信頼度評価における太陽光のkW価値の評価方法の検討状況を注視してまいります。

No.	頁	ご意見	回答
88	49	<p>(原案) マニュアル表 3-6「変動電源 (単独)」を選択 (質問) 電源等の区分において、単独またはアグリゲートを選択するための調整係数は3月末までに公表(募集要項意見照会回答 No.22)とあるが、毎年3月末に値が公表されるのか。</p>	<p>オークション向けの調整係数の公表時期については、参考として2019年度供給計画を諸元として調整係数を算定したものを第46回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会に提示しております。確定値については2020年度供給計画を諸元として調整係数を算定し、4月上旬に公表します。</p>
89	111	<p>期待容量の登録申込後、電力広域的運営推進機関による内容確認の際に、期待容量等算定諸元一覧の他に期待容量の算定根拠となる書類の提出を求めることはあるか。</p>	<p>石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率ゼロとする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源(ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電)が新たに買取上限の設定を申請する場合には、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。 上記以外の場合は、原則として期待容量等算定諸元一覧の他に求める資料はありません。</p>
90	95,102	<p>(原案) マニュアル「1計量単位で作成」 (意見) No.106のとおり、必ずしも計量単位で作成されるとは限らないと思慮。電源登録にて付番される電源等識別番号単位に修正をお願いしたい。</p>	<p>期待容量等算定諸元一覧については、1計量単位で作成していただきます。なお、今後、期待容量等の算定のためのエクセルツールを公表する予定であり、その中では電源等識別番号単位での登録も可能とする予定です。</p>
91	109	<p>下段にビジネスプラン申請書について「<u>具体的かつ積み上げ型の分析に基づく期待容量...</u>」と記載はあるが、今後新規獲得を予定しているエリアのビジネスプランについては様式のサンプル同様に具体的な企業名や業種等は不要という理解でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
92	141	<p>安定電源として登録する調整池式水力は様式15-2を使用すると認識しているが、調整能力は自動計算の中でどのように考慮されるのか(各月供給力に「送電可能電力×調整係数+調整能力」をそれぞれ入力すればよいか)</p>	<p>調整能力については自動計算されませんので、各事業者殿において調整能力を算定の上、各月供給力を入力してください</p>
93	142	<p>・変動電源(アグリゲート)の様式15-3期待容量算定諸元の提出単位は発電方式毎</p>	<p>発電方式の区分が異なる電源がリストに含まれる場合は、発電方式の区</p>

No.	頁	ご意見	回答
		<p>か小規模変動電源単位か。</p> <p>・水力と太陽光などの発電方式が異なる電源をアグリゲートした場合、提出単位はどうなるのか。</p>	<p>分毎に「様式 2 期待容量算定諸元一覧」を作成した上で期待容量を算出し、当該様式を提出いただけます。</p>
94	140～142	<p>様式 15-1 の記載要領に記載されている登録期間は誤記か。P-5 スケジュールの通り期待容量 5/7～5/21、応札の受付期間 7/1～7/7 までという理解でよいか。</p>	<p>期待容量および応札の受付期間については、ご認識のとおりです。なお、応札時に提出いただく期待容量等算定諸元一覧は、記載のとおり 2020/7/9 までに提出いただけます。</p>
95	140～142	<p>様式 15-1～15-2 の各月の期待容量(供給力)から期待容量、応札容量はどのように自動計算されるのか。</p>	<p>期待容量については、様式 15-1 においては、需給ひっ迫時において設備を供給力として最大限活用することを前提として、月換算 1.9 カ月の年間計画停止可能量を確保することを基準とし、追加設備量として考慮できる量を火力等の安定電源代替価値とし評価します。</p> <p><第 46 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会> https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_46_02.pdf</p> <p>様式 15-2 においては、月換算 1.9 カ月の年間計画停止可能量を確保することを基準とし、追加設備量として考慮できる量を火力等の供給力(kW 価値)の年間評価として加算し評価します。</p> <p><第 43 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会> https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_43_02.pdf</p> <p>応札容量については、様式 15-1 においては、上池容量(期待容量)の範囲内で、運転継続時間(応札容量)を任意に設定することにより</p>

No.	頁	ご意見	回答
			自動計算され、様式 15-2 においては、期待容量の範囲内で任意に設定することが可能です。今後、期待容量等の算定のためのエクセルツールを公表する予定ですので、そちらでご確認ください。
96	109	注書きについて、「電源」で参加する場合も同様の整理の下で期待容量の記載が必要なのか。	ご認識のとおりです。
97	110	発動指令電源の期待容量の入力にあたり、必要な添付書類として「期待容量等算定諸元一覧」とあるが、これは「電源」で参加する場合のみ必要という理解でよいか。	当該記載を修正いたします。発動指令電源は「期待容量等算定諸元一覧」を提出頂く必要はありません。
98	96	<p>・注 2 のただし書き（「発電方式の区分が同一の場合、複数の号機（ユニット）を合算して期待容量を算出し、それらを合算して 1 計量単位の期待容量を算定することも可能です。」）についてはどのようなケースを想定しているのか。</p> <p>・例えば、1 計量単位の火力 2 ユニット＋水力 2 ユニットが存在するとき、火力 2 ユニットの合算して期待容量を算出し、水力 2 ユニットの合算して期待容量を算出する。それら（火力、水力）を合算し、1 計量単位の期待容量を算定するというのか。（その場合、ユニット毎に期待容量を算出し、それを合算することと何が違うのか。）</p>	<p>ユニット毎に算出していただくことを基本と考えておりますが、事業者の負担軽減の観点から発電方式の区分が同一であれば、合算して算出することも可能としております。なお、合算して算出しても期待容量は一緒になります。</p> <p>ただし、ご意見にある「火力と水力が同一計量単位内に存在する場合」など、同一計量単位内で電源等の区分が異なるユニットがある場合は、いずれかの電源等の区分を選択していただきます。（この場合、選択しなかった電源等の区分に該当する電源については、期待容量を登録することはできません）</p>
99	97	設備容量から差し引く所内電力および大気温の影響による能力減少分等の月別の値は、各事業者毎の想定値を使用すればよいか。また、期待容量登録の審査において、根拠の提出を求められることはあるか。	各事業者が想定する値を使用してください。期待容量の審査において、使用した値の根拠を提出いただく予定はありません。
100	98	運転継続時間について、「月別の値を整数値で入力」とあるが、より正確に期待容量を算定するために、小数点第一位での入力を可能としていただきたい。（それが、難しい場合でもコマ単位（30 分単位）での入力についてご検討いただきたい。）	容量市場メインオークション募集要綱に関する意見募集（2019 年 11 月 20 日～2019 年 12 月 10 日）の結果を踏まえて記載の通り整理しました。
101	109	期待容量の登録単位は 1kW となっているが、家庭用においては 1kW 未満の小規模	変動電源（アグリゲート）としての期待容量は 1kW 刻みとなりますが、そ

No.	頁	ご意見	回答
		なりリソースをアグリゲートすることが想定されるため、個々のリソースの登録単位は 1kW 未満 (W 単位) まで対応していただきたい。	の内訳となる設備容量および送電可能電力は 0.1kW 刻みで入力が可能です。
102	97	各月の供給力の最大値から期待容量を算出するロジックを早期に公開いただきたい。	期待容量を算出する「期待容量等算定諸元一覧」は、3 月に調整係数の暫定値を反映したドラフト版を公表する予定です。
103	140～ 142	様式 15-1～3 期待容量、応札容量の自動計算ロジックを確認したいため、エクセル帳票を早々に公開いただきたい。	期待容量を算出する「期待容量等算定諸元一覧」は、3 月に調整係数の暫定値を反映したドラフト版を公表する予定です。
104	142	各種様式や、登録のための CSV ファイル等について、登録作業期間の初期に登録できるよう事前準備を行ないたいため、できるだけ早いタイミングで共有いただきたい。	期待容量を算出する「期待容量等算定諸元一覧」は、3 月に調整係数の暫定値を反映したドラフト版を公表する予定です。
105	27	(原案) マニュアル「安定電源の応札単位は、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等が取り付けられた受電または供給地点 (「計量単位」) 毎」(質問) 記載の「等」とは、別の計量器でも認められる認識で良いか。また、「等」の具体例をご教授いただきたい。	託送供給等約款に基づき「託送供給等約款に基づく計量器が取り付けられた受電または供給地点」として扱われている場合には、当該計量器が取り付けられている場合と同様に、計量単位として扱います。
106	10	(原案) マニュアル「既に系統コードを取得されている電源においても、取引用計量器に系統コードが発番されていない場合、新規に系統コードの取得が必要」(質問) 属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく託送計量器は、当社火力 (調整電源) は複数号機一括の送電端 (送電線単位) に設置予定。一方、発調申込はユニット別に行っており、系統コード・受電地点特定番号はユニット毎に有している。これは、調整電源へユニット毎に出される給電指令 (出力指令の制御) 単位で発番しているため、発電計画の作成・提出において支障なく運用している。マニュアル記載のとおり系統コードを新規発番することで、調整電源の運用に弊害が発生する懸念があるため、現在の系統コード単位で電源登録したいが可能か。	容量市場への応札は託送上の計量器等が設定されている単位になりますが、具体的には詳細情報と合わせて個別にお問い合わせください。なお、ご意見にある計量器が託送上の計量器に該当するの否かについては、必要であれば、一般送配電事業者を確認をお願いします。
107	119	再生可能エネルギーの発電方式別として、太陽光 (余剰) が抜けているのではないか? (P62 の表 3-11 には記載あり)	ご意見を踏まえ修正します。

No.	頁	ご意見	回答
108	69	<p>注釈部分に、実効性テストの前までの4月に登録とあるが、実効性テストは夏と冬に実施することが可能となっていると理解しています。需要家の観点からDRへの参加検討のリードタイムを考慮し、例えば夏の実効性テスト向けの登録は4月、冬の実効性テストの登録は10月とすることも考えられるのではないかと。（参考事例：韓国KPXにおける容量市場の登録機会も年2回）</p>	<p>確実に供給力を確保する観点から、リソースの重複等を確認することを予定しております。そのため、実効性テストを受ける時期に関わらず、登録時期は同時期としております。</p>
109	125	<p>発動指令電源は、発動後に時間前市場への入札が必要（Must-offer Requirement）になり、アグリゲータ事業者が時間前市場に入札するにあたりネガについては需要抑制BG、逆潮ポジについては発電BGの組成が必要と理解しております。特に需要抑制BGの手続きは、現状類型1-2ベースになっており、申請時に①「別紙」（需要家リスト）と②「ネガワット調整契約の写し」の提出が求められています。他方、容量市場においては、実効性テストまで需要家獲得の期間が設定されているため、メインオークション入札断面では①と②を提出することが出来ません。下記ご質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び②の提出は、実効性テスト前という理解で問題ないでしょうか ①・②の提出を待たずして、需要抑制BG組成の手続きを先行して進めることは可能でしょうか（東電PG様と手続きを進めているものの制度設計の進捗状況待ちで保留という回答をいただいております） 	<p>本機関には需要家リストを実効性テストまでに提出いただきます。ネガワット調整契約の写しは提出不要です。需要抑制BGの組成については本機関への需要家リスト提出に関わらず進めていただいて構いません。</p>
110		<p>電源の応札の際に、取次の結果、例えばみなし小売事業者は号機単位の詳細情報が把握した上で応札するとなると理解していますが、この場合当該みなし小売事業者は、電源の入札情報を把握した上で発動指令電源（DR）の入札を出来ることになると理解しています。その場合、旧一電みなし小売とそれ以外の事業者、特に発動指令電源にDRで新規参入するアグリゲータ事業者との間に、情報の非対称性が発生しないでしょうか。市場支配力行使の観点から、新規参入事業者もイコールフットイングで競争できるような仕組みになるようご配慮いただければ幸いです。</p>	<p>ご懸念されているケースも踏まえ、市場支配力の行使が疑われる事案については、電力・ガス監視等委員会、資源エネルギー庁、および本機関が連携して検証を行ってまいります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
111	70	アグリゲートされる個々の電源等の情報は、実効性テスト実施前までに登録する必要があると記載があるが、具体的に必要となる情報及び提出資料を明確にいただきたい。（落札してから、提出資料が準備できないものがあることで退出扱いになると困るため）	「電源等リスト」および「属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果」が必要となります。2024 年度を実需給年度とするメインオークションにおいて電源等リストに記載すべき情報は、メインオークション募集要綱に記載しております。
112	10	（原案）マニュアル「既に系統コードを取得されている電源においても、取引用計量器に系統コードが発番されていない場合、新規に系統コードの取得が必要」 （質問）取引用計量器とは、属地 TSO との取引用計量器（託送供給等約款に基づく託送計量器）のことを指すのか、または、現在属地 TSO と調整力精算に用いている計量器（託送供給等約款に基づく託送計量器ではない）も認められるのか。	取引用計量器とは、託送供給等約款に基づく計量器を指します。
113	全般	（意見）短期間での初回登録に不安がある。詳細な事項に関し、確認するための個別相談会の開催や、個別問合せ窓口の開設を検討いただきたい。	参加登録の受付期間中は、参加登録専用の問合せ窓口を設置し、円滑に手続きが行えるようサポートします。
114	142	応札容量の設定の参考とするため、以下のことについて確認します。 水力発電所、特に発電専用ダム以外のダムに設置されている水力発電所は、自然影響（小雨や濁水）やダム貯水量（発電に使用可能な貯水量は限定されている）の制約の中で、常時余力なく発電していれば、アセスメント対象容量以下の出力になったとしてもリクワイアメント未達成となることはなく、水量とは無関係の停止（作業停止や発電機の故障停止）による出力減のみがリクワイアメント未達成として取り扱われるという認識でよいか。	リクワイアメントに関しては、容量市場に参加する電源等の区分によって変わりますので、オークションに参加される電源の発電方式や制約等の情報をご準備の上、個別にお問い合わせください。